

## 山梨県犬、猫等の譲渡要綱

### 第1 目的

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第20条の規定による犬、猫等の譲渡を適正に行うことによって、動物の愛護と適正飼育の普及啓発を行うことを目的とする。

### 第2 譲渡対象動物

譲渡の対象となる動物は、次の事務手続きが行われたものであって、その健康状態、人への攻撃性等を考慮し、譲渡に適すると動物愛護指導センター所長（以下、「所長」という。）が認めたもの

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法律」という。）第35条第1項の規定により引取った犬又は猫
- ② 法律第35条第3項の規定により引取った犬又は猫であって、条例第17条の規定による公示を行い、譲渡及び致死処分（以下、「処分」という。）ができるもの
- ③ 条例第18条第1項の規定により抑留した犬であって、同条第2項の規定による公示を行い、処分ができるもの
- ④ 法律第36条第2項の規定により治療等必要な措置を講じた犬、猫等の動物であって、条例第19条の規定による公示を行い、処分ができるもの
- ⑤ 遺失物法及び山梨県内の市町村の犬に関する条例の規定に基づく公示等の手続きが行われ、処分をするために動物愛護指導センター（以下、「センター」という。）に搬入されたもの
- ⑥ 地方自治法第252条の22第1項の中核市等と締結した犬及び猫等の処分に関する委託契約に基づき、処分を受託したもの

### 第3 譲渡対象者

譲渡の対象となる者は、あらかじめセンターに動物の譲り受けを希望し、動物の適正な飼養に関し行われる講習を受講した者であって、所長が別に定める事項に適合した者

### 第4 譲渡の方法等

譲渡は、原則、センターで行うものとし、譲渡に必要な手続き等については所長が別に定める。

### 第5 報告

所長は、譲渡の実施状況について年度ごとに衛生業務課長あてに報告すること。

### 附則

- 1 本要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に際し、現に「山梨県動物愛護指導センター犬及びねこの譲渡要領」（平成14年1月25日施行）の規定による譲渡条件に適合し、かつ動物適正講習会を受講した者にあつては、この要綱の譲渡対象者としてみなす。

3 平成18年8月24日 一部改正

4 令和2年11月25日 一部改正